

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年西宮市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定のうち、対象学校の校長がその職に着任したときは、委員に推薦されたものとみなす。

第18条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）対象学校の校長が、転任又は退職した場合

第18条第2項中「前項各号」の次に「（第3号を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（参考）

○提案理由

校長の人事異動等に伴う学校運営協議会委員の任命及び解任を円滑に行うため。

西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(略) (委員の任命) 第9条 協議会の委員は20名以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。 (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 対象学校の校長 (5) 対象学校の教職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者 3 <u>(削除)</u> 3 前項の規定のうち、<u>対象学校の校長がその職に着任したときは、委員に推薦されたものとみなす。</u> 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。 (略) (委員の解任) 第18条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p>	<p>(略) (委員の任命) 第9条 協議会の委員は20名以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。 (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 対象学校の校長 (5) 対象学校の教職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者 3 <u>教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。</u> 新設 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。 (略) (委員の解任) 第18条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p>

<p>(1) 本人から辞任の申出があった場合</p> <p>(2) 第10条に反した場合</p> <p>(3) 対象学校の校長が、<u>転任又は退職した場合</u></p> <p>(4) その他解任に相当する事由があると認められる場合</p> <p>2 対象学校の校長は、委員が前項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 本人から辞任の申出があった場合</p> <p>(2) 第10条に反した場合</p> <p><u>新設</u></p> <p>(3) その他解任に相当する事由があると認められる場合</p> <p>2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。</p> <p>(略)</p>
--	--